

## 大規模災害時の臨時事務所の使用協定を締結しました

【寄稿：志布志港湾事務所】

九州地方整備局志布志港湾事務所と志布志市は2月22日、志布志市役所内で「大規模災害時の臨時事務所使用協定」を締結しました。志布志港湾事務所の庁舎は海拔3 $\bar{\mu}$ の海岸沿いにあり、南海トラフ地震では7 $\bar{\mu}$ の津波が想定される中、国の庁舎の機能が損なわれた場合には、志布志市が所管する庁舎内にその機能を臨時的に移転し（下図参照）、事業継続を円滑に図るための協定です。

臨時事務所となるのは、志布志市内の高台にある志布志市役所志布志支所若しくは志布志市文化会館の一部で、今回の協定では志布志港湾事務所とともに鹿児島県大隅地域振興局志布志第二庁舎の機能移転に関する協定も盛り込まれています。これにより、仮に大規模災害が発生した場合には、既に同様の協定が結ばれている海上保安庁志布志海上保安署や志布志警察署と同じ庁舎内で業務を行うこととなり、行政機能の維持や被災情報の共有が行われ、効率的かつ迅速な災害対応が可能となります。

村永志布志港湾事務所長より「東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえ、切迫する南海トラフ巨大地震への対応は喫緊の課題。本協定により、大規模災害発生時における国や県の港湾行政機能が維持され、志布志港の災害への対応力はさらに高まる」と述べ、本田志布志市長からは「国、県、市の三者で本協定を締結できたことに心から感謝。南海トラフ巨大地震の被害想定によると志布志市は、県内で最も津波の被害を受けると想定されている地域の1つ。本協定により、南九州における物流拠点である志布志港が、災害時に緊急物資輸送の要となるための体制構築につながる」との言葉がありました。

協定の調印式には、地元紙やテレビ局による取材が行われ、志布志港や南海トラフ巨大地震への備えに対する関心の高さが伺えました。

志布志港湾事務所では、今後も「志布志港の災害対応力の具体的な強化」を目指した活動を官民連携のもとで推進し、地元「志布志市」の防災力の強化に貢献して参ります。



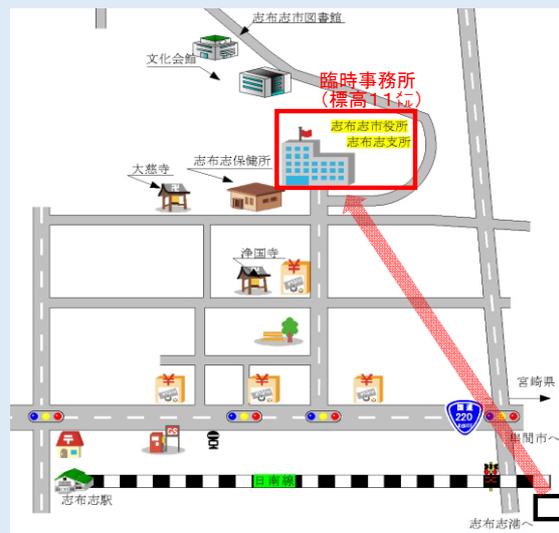
調印式の模様



村永 志布志港湾事務所長 挨拶



記念撮影(右より当所長、志布志市議会議長、市長、鹿児島県大隅地域振興局長)



(図) 志布志港湾事務所と臨時事務所の関係

志布志港湾事務所 (標高3 $\bar{\mu}$ )